

# 教育訓練体制

## 1. 消防職団員の教育訓練

複雑多様化する災害や救急業務、火災予防業務の高度化に消防職団員が適切に対応するためには、その知識・技能の向上が不可欠であり、消防職団員に対する教育訓練は極めて重要である。

消防職団員の教育訓練は、各消防本部、消防署や消防団における教育訓練のほか、国においては消防大学校、都道府県等においては消防学校において実施されている。これらのほか、全国の救急隊員を対象に救急救命士の国家資格を取得させるための教育を行う救急救命研修所などがある。

このように、消防職団員に対する教育訓練は、国、都道府県、市町村等がそれぞれ機能を分担しながら、相互に連携して実施されている。

## 2. 職場教育

各消防機関においては、平素からそれぞれの地域特性を踏まえながら、計画的な教養訓練（職場教育）が行われている。特に、常に危険が潜む災害現場において、指揮命令に基づく厳格な部隊活動が求められる消防職員には、職務遂行にかける使命感と旺盛な気力が不可欠であることから、各消防本部においては様々な教養訓練を通じて、士気の高揚に努めている。

なお、消防庁においては職場教育における基準として、「消防訓練礼式の基準」「消防操法の基準」「消防救助操法の基準」や、訓練時と警防活動時それぞれにおける安全管理マニュアル（P.157参照）を定めるなど、各消防機関による効率的かつ安全な訓練・活動の推進を図っている。

## 3. 消防学校における教育訓練

### （1）消防学校の設置状況

都道府県は、消防組織法第51条の規定により、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほ

か、単独に又は共同して消防学校を設置しなければならない。また、指定都市は、単独に又は都道府県と共同して消防学校を設置することができるとされている。

平成26年4月1日現在、消防学校は、全国47都道府県と指定都市である札幌市、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市及び福岡市の7市並びに東京消防庁に設置されており、全国に55校ある（東京都では、東京都消防訓練所及び東京消防庁消防学校の2校が併設されている）。

消防庁は、消防学校の施設や運営の努力目標として「消防学校の施設、人員及び運営の基準」を定め、消防学校における教育訓練の水準の確保、向上を進めている。

また、消防学校における教育訓練の更なる充実を図ることを目的として、平成26年度に「消防学校における教育訓練に関する検討会」を開催し、消防職員に対する教育訓練内容等について検討を行っている。

### （2）教育訓練の種類

消防学校における教育訓練の基準として、「消防学校の教育訓練の基準」が定められている。各消防学校では、この中で定められている「到達目標」を達成するため、「標準的な教科目及び時間数」を勘案し、具体的なカリキュラムを定めている。教育訓練の種類には、消防職員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と、消防団員に対する基礎教育、専科教育、幹部教育及び特別教育がある。

- ・「初任教育」とは、新たに採用されたすべての消防職員を対象に行う基礎的な教育訓練をいい、基準上の教育時間は800時間とされている。
- ・「基礎教育」とは、消防団員として入団後、経験期間が短く、知識・技能の修得が必要な者を対象に行う基礎的な教育訓練をいい、基準上の教育時間は24時間とされている。
- ・「専科教育」とは、現任の消防職員及び主として基礎教育を修了した消防団員を対象に行う特定の

分野に関する専門的な教育訓練をいう。

- ・「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇進予定者を対象に行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。
- ・「特別教育」とは、上記に掲げる以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

なお、消防団の現場指揮者が担う役割の重要性が増してきたことをかんがみ、平成25年度に「消防学校の教育訓練の基準」を一部改正し、消防団員に対する幹部教育の拡充強化を図った。

### (3) 教育訓練の実施状況

消防職員については、平成25年度中に延べ3万1,910人が消防学校における教育訓練を受講した(第2-4-1表)。消防団員については、平成25年度中に延べ5万978人が消防学校において又は消防学校から教員の派遣を受けて教育訓練を受講した(第

2-4-2表)。

消防団員にあつては、それぞれ他の本業を持っているため、消防学校での教育訓練が十分実施し難いと認められる場合には、消防学校の教員を現地に派遣して、教育訓練を行うことができるものとされており、多くの消防学校でこの方法が採用されている。

また、消防学校では、消防職団員の教育訓練に支障のない範囲で消防職団員以外の者に対する教育訓練も行われており、平成25年度中においては、地方公共団体職員、地域の自主防災組織、女性(婦人)防火クラブ、企業の自衛消防隊等延べ1万575人に対し教育訓練が行われた。

### (4) 教職員の状況

平成26年4月1日現在、消防学校の教員556人のうち消防本部からの派遣の教員は259人であり、これは消防活動や立入検査等の専門的な知識及び技能を必要とする教員を、直接消防活動に携わっている市町村の消防職員の中から迎えているためである(第2-4-3表)。

**第2-4-1表** 消防職員を対象とする教育訓練の実施状況

(人)

	24年度	25年度
初任教育	6,438	6,496
新規採用者	6,044	6,116
専科教育	11,204	10,153
警防科	1,060	1,023
特殊災害科	746	671
予防査察科	1,357	926
危険物科	505	361
火災調査科	1,100	1,148
救急科	4,564	4,458
救助科	1,872	1,566
幹部教育	4,432	4,469
初級幹部科	2,945	2,920
中級幹部科	1,010	1,034
上級幹部科	477	515
特別教育	13,880	10,792
合計	35,954	31,910

(備考) 「消防学校の教育訓練に関する調査」により作成

**第2-4-2表** 消防団員を対象とする教育訓練の実施状況

(人)

	24年度			25年度		
	学校教育	教員派遣	計	学校教育	教員派遣	計
基礎教育	5,167	643	5,810	4,108	5,437	9,545
専科教育	2,281	6,620	8,901	2,461	4,442	6,903
警防科	933	5,208	6,141	932	3,068	4,000
機関科	1,348	1,412	2,760	1,529	1,374	2,903
幹部教育	6,520	979	7,499	6,590	380	6,970
初級幹部科	3,493	979	4,472	3,857	380	4,237
中級幹部科	3,027	0	3,027	2,733	0	2,733
特別教育	10,450	23,884	34,334	7,412	20,148	27,560
合計	24,418	32,126	56,544	20,571	30,407	50,978

(備考) 「消防学校の教育訓練に関する調査」により作成

**第2-4-3表** 消防学校教職員数

(平成26年4月1日現在) (単位:人)

学校長・副校長又は教頭			教員				事務職員			その他			計	
専任	兼任	小計	専任		兼任		小計	専任	兼任	小計	専任	兼任		小計
			派遣	小計	派遣	小計								
95	9	104	516	242	40	17	556	102	4	106	216	0	216	982

(備考) 1 「消防学校の教育訓練に関する調査」により作成

2 教員のうち、「派遣」とは消防本部から派遣され、消防学校の職務に従事する教員をいう。

3 「専任」とは、常時、消防学校の職務に従事する職員をいう。

4 「兼任」とは、消防学校以外の職務にも従事する職員をいう。

今後とも消防学校の教職員については、消防大学校での研修や都道府県の他の部局、市町村消防機関との交流等を行うなどして、中長期的観点からその育成と確保を行っていく必要がある。

## 4. 消防大学校における教育訓練及び技術的援助

消防大学校は、国及び都道府県の消防事務に従事する職員又は市町村の消防職団員に対し、幹部として必要な高度な教育訓練を行うとともに、都道府県等の消防学校又は消防訓練機関に対し、教育訓練に関する必要な技術的援助を行っている。

### (1) 施設・設備

消防大学校には、教育訓練施設として、本館、第2本館、火災防御訓練施設及び寄宿舍がある。

本館には、250人収容の大教室、3つの教室、視聴覚教室、理化学燃焼実験室、図書館等のほか、様々な災害現場を模擬体験して指揮者としての状況判断



情報システムを活用したシミュレーション訓練

能力や指揮能力を養成する災害対応訓練室を設けている。

第2本館には、300人収容の講堂のほか、救急訓練室、特別教室、屋内訓練場が設けられている。

火災防御訓練施設としては、スチームとスモークマシンを併用し、濃煙熱気的环境下での訓練が可能な屋内火災防御訓練棟及び地下1階、地上11階の高層訓練塔に加え、コンテナ内で木材を燃やし、実際の火災現場と同様の環境の変化を体験することができる実火災体験型訓練施設を設けている。

寄宿舍には、172人収容の南寮と52人収容の北寮がある。

教育訓練車両として、指揮隊車、普通ポンプ車、水槽付きポンプ車、救助工作車、特殊災害対応化学車、災害支援車及び高規格の救急自動車を保有している。

### (2) 教育訓練の実施状況

消防大学校では、平成25年度において、総合教育及び専科教育で1,039名、実務講習で573名の卒



実火災体験型訓練施設を活用した消防活動訓練



模擬家屋を燃焼させて実施する火災原因調査



複数の課程で実施する多数傷病者対応訓練

業生を送り出しており、卒業生数は、創設以来、平成25年度までで延べ5万4,216名となった。

また、平成26年度の定員は1,804人としている(第2-4-4表)。

学科については、平成18年度に大幅な再編を実施し、その後も受講側のニーズ等を踏まえて適宜見直しを行った結果、平成25年度においては、年間に20の学科と10の実務講習を実施した。

各課程の教育訓練内容(授業科目)については、各学科等の目的に応じて社会情勢の変化に伴った新しい課題に対応するための科目として、メンタルヘ

ルス、惨事ストレス対策、危機管理、広報及び訴訟対応を取り入れるほか、自然災害等に関するカリキュラムの内容の充実を図っている。

平成25年度は、ホテル火災やグループホーム火災などを踏まえ、火災予防行政を取り巻く状況の変化に対応し、予防行政の強化に資するため、査察、違反処理是正業務に携わる職員を対象とした「違反是正特別講習」を設けた。

さらに、指揮隊実技訓練、学生企画救助訓練など訓練と演習についても充実を図るとともに、情報システムを活用して、火災時指揮シミュレーション訓

第2-4-4表 教育訓練実施状況

区 分		平成25年度(実績)		平成26年度(計画)				
		実施回数(回)	卒業生(人)	実施回数(回)	定員(人)	期間	教育目的	
学 科	総合教育	幹部科	4	270	4	306	2か月	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成する。
		上級幹部科	1	47	1	48	3週間	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。
		新任消防長・学校長科	2	55	2	120	2週間	新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。
		消防団長科	2	61	2	72	1週間	消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。
	専科教育	警防科	2	120	2	120	2か月	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		救助科	2	120	2	120	2か月	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		救急科	1	42	1	42	1か月	救急隊長等に対し、高度の知識及び能力を総合的に修得させ、救急業務の指導者としての資質を向上させる(指導救命士養成教育を含む)。
		予防科	2	96	2	96	2か月	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		危険物科	1	36	1	36	1か月	危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		火災調査科	2	96	2	96	2か月	火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
	新任教官科	1	96	1	84	2週間	新任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、その職に必要な知識及び能力を専門的に修得させる。	
	小 計	20	1,039	20	1,140			
実務講習	緊急消防援助隊教育科	指揮隊長コース	2	57	2	96	2週間	緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		高度救助・特別高度救助コース	1	66	1	66	2週間	高度救助隊、特別高度救助隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		NBCコース	1	66	1	66	2週間	NBC災害対応要員等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		航空隊長コース	2	65	2	84	2週間	消防・防災航空隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
	危機管理・防災教育科	トップマネジメントコース	1	110	1	100	1日	地方公共団体の首長等に対し、大規模災害発生時における対応能力を修得させる。
		危機管理・国民保護コース	1	67	1	96	1週間	地方公共団体の危機管理・防災担当、国民保護担当者に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		自主防災組織育成コース	1	64	1	60	1週間	自主防災組織の育成担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
	違反是正特別講習	1	78	1	96	1週間	査察、違反処理是正業務に携わる者に対し、その業務に必要な実務的な知識及び能力を修得させる。	
	小 計	10	573	10	664			
	合 計	30	1,612	30	1,804			

練、大規模地震の際の受援シミュレーション訓練などに加えて、実火災体験型訓練施設を活用した実際の火災に近い環境下での消防活動訓練（ホットトレーニング）も実施している。

なお、一部の課程では、インターネットを使った事前学習（e-ラーニング）を取り入れ、限られた期間内でより効率的な教育訓練が行えるようにしている。

また、大規模災害発生時の現場活動における指揮能力の向上及び各消防本部への教育支援に資するため、現場指揮活動を行う消防職員を対象に警防業務リーダー講習会を全国各地で開催した（平成25年度は、北海道、東京都、大阪府、福岡県で開催）。

### （3）消防学校等に対する技術的援助

自然災害や火災・事故等の態様の多様化・大規模化に伴い、都道府県等の消防学校等における教育訓練も充実強化が求められていることから、消防大学校では、都道府県等における消防力の充実強化への支援として、次のような技術的援助を行っている。

#### ア 消防学校教官等に対する教育訓練

消防大学校の教育訓練では、新任消防長・学校長科において消防学校長に対する新任教育を、新任教官科において消防学校教官に対する新任教育を行っている。

新任教官科では、教育技法の習得を中心に教育を実施するとともに、実際に講義を行う演習を取り入れ、消防学校における教育指導者養成を行っている。

また、新任教官科以外の専科教育の各学科では、教育指導者養成も目的の一つとしており、教育技法の学習や講義演習を実施している。

#### イ 講師の派遣

都道府県等の消防学校等における教育内容の充実のため、消防学校等からの要請により、警防、予防、救急、救助等の消防行政・消防技術について講師の派遣を行っている。平成25年度は、延べ114回の講師の派遣を実施した。

#### ウ 特別研究生の受入れ

消防大学校では、都道府県等の消防学校からの要望に応じ、消防学校の教官を特別研究生として受け入れ、消防学校における効果的な教育訓練について

調査研究する機会を提供している。

#### エ 消防教科書の編集

都道府県等の消防学校において使用する初任者用教科書の編集を行っており、平成26年4月現在21種類が発行されている。

### （4）自主防災組織に関する調査・研究

自主防災組織における教育訓練の内容及び教育形態について行った調査研究の成果を活用して作成した自主防災組織指導者用の教本を使用し、自主防災組織の育成指導に当たる地方公共団体職員を対象とした短期講習会を全国各地で開催している。

## 5. その他の教育訓練

### （1）救急救命士の養成

救急救命士養成のための教育訓練については、救急隊員が救急救命士の国家試験受験資格を取得するための養成所として、一般財団法人救急振興財団が救急救命東京研修所（年間600人規模）及び救急救命九州研修所（同200人規模）を開設している。

また、大都市の消防機関等でも救急救命士養成所を設置しており、平成25年度には、合わせて全国で約1,100人の消防職員が救急救命士の資格取得のための教育を受け、国家試験を受験した。

これらの救急救命士養成所では、「救急救命士学校養成所指定規則」（平成3年文部省・厚生省令第2号）に基づき、教育が行われている。

### （2）指導救命士の養成

救急救命士法の施行から20年以上が経過し、他の救急救命士を指導する人材の醸成が図られてきたことを背景に、救急現場という病院内と異なった環境で行う現場活動に関する教育を経験豊富な救急救命士が行うことで、救急業務の質の向上と国民からの信頼の確保につながるほか、消防本部や医療機関の教育負担軽減に資するという考えから、指導的立場の救急救命士（指導救命士）に求められる役割は高まっている。

平成25年度に消防庁が開催した「救急業務のあり方に関する検討会」において、指導救命士の要件及びその養成に必要な教育カリキュラムを示したことから、平成26年5月から救急救命九州研修所が、

同年9月から消防庁消防大学校救急科が、指導救命士として認定を受けるために必要な教育を開始した。

## 6. 防災教育の普及

### (1) 地域における防災教育の推進

大規模地震、豪雨などの大規模災害による被害を軽減するためには、国民一人ひとりが出火防止、初期消火、避難、救助、応急救護等の防災に関する知識や技術を身に付けることが重要である。

消防庁では平成22年3月、児童、生徒、自主防災組織等の地域住民に対して消防・防災に関する知識や技術を伝えるために、広く防災教育の現場において活用していただける指導者用防災教材「チャレンジ!防災48」を作成し、地方公共団体等に配布するとともに、教材の内容をインターネット上で公開した(参照URL：<http://open.fdma.go.jp/e-college/bosai/index.html>)。平成22年度には、映像及び写真資料の充実を図るとともに、学習者が楽しみながら災害時の状況を想定した行動を思考し、災害に対処する実践的な能力

を身に付けられるよう、防災紙芝居を追加、さらに、平成24年7月には、防災紙芝居を地方公共団体等に配布した。

### (2) 教育訓練体制の充実強化

大規模地震や豪雨などの大規模災害が相次ぐ中、国内における防災・危機管理体制の充実が急務とされており、地方公共団体の幹部職員の危機管理能力及び防災担当職員の実践的対応能力の向上、さらには住民や地域の防災リーダー等の防災力の強化を図ることは喫緊の課題である。

このため、消防大学校等における教育訓練については、受講対象の拡大や、その内容をより実践的かつ体系的なものとする取組を進めている。また、インターネットを活用した遠隔教育(防災・危機管理e-カレッジ<sup>\*1</sup>)により、住民や消防職団員・地方公務員等を対象としたコンテンツを提供しており、今後ともカリキュラム等の充実強化を図っていくこととしている。

\*1 防災・危機管理e-カレッジ：大規模災害に対しては、地域の防災力を高め、被害の軽減を図ることが極めて重要であるとの認識から、地域の防災力を強化するための施策の一つとして、平成16年2月より運用を開始した学習システム。インターネット上で防災・危機管理に関する学びの場を提供することを目的としている。